

# 令和6年度 障害者差別解消研修

(令和6年11月26日 13:00～18:05) <オンライン開催>

目的	障害者差別解消法（改正法）は令和6年4月に施行され、事業者の合理的配慮の提供が、努力義務から「義務」に改められました。本研修は、合理的配慮の提供の考え方や対応のあり方を学ぶとともに、障害体験を通じて合理的配慮に関する理解を深めることを目的とします。
受講対象者	<ul style="list-style-type: none"><li>□ 経済産業省職員（特に業所管課室）</li><li>□ 自治体職員</li><li>□ 企業・業界団体等のサステナブルビジネスの施策担当者、障害者相談窓口担当者、CSR 担当者 など</li></ul>
研修内容	<ul style="list-style-type: none"><li>□ 障害者差別解消法及び経済産業省所管事業者向けの対応指針改正等について【経済産業省】</li><li>□ 障害者を含めた包摂的社会実現・合理的配慮について【全国手をつなぐ育成会連合会】</li><li>□ 合理的配慮を踏まえた障害への理解と共感【PLAYWORKS株式会社】</li><li>□ 聴覚障害体験ワークショップ【PLAYWORKS株式会社】</li></ul> <p>※「聴覚障害体験ワークショップ」では、2つの班に分かれてワークショップを実施します。班の割り当ては経済産業省で行い、1班はワークショップ等実施後、16：20で終了、2班は14：30～16：30まで休憩、ワークショップ等実施後、18：05で終了となります。班の割り当てやお時間等に関するご要望にはお答えできませんのでご了承ください。</p> <p>今回は、体験型のワークショップを実施します！障害をより身近に感じること、更なる理解を深めましょう。</p>

## ● 合理的配慮

日常生活では、障害のない人には簡単に利用できたとしても、障害のある人には利用が難しい場面があります。このような場合に、障害のある人の活動などを制限しているバリアを取り除く必要があります。

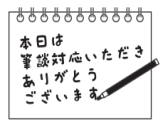
障害者差別解消法では、行政機関や事業者に対して、障害のある人に対する合理的配慮の提供を求めています。

！ 令和6年4月に合理的配慮の提供が義務化されました。合理的配慮や建設的対話について学びましょう！

## 意思疎通への配慮（例：弱視難聴）

【障害のある人からの申出】

難聴のため筆談によるコミュニケーションを希望したが、弱視でもあるため細いペンや小さな文字では読みづらい。



【申出への対応（合理的配慮の提供）】

太いペンで大きな文字を書いて筆談を行った。

（出典）内閣府合理的配慮リーフレット

担当 経済産業政策局経済社会政策室 小迫・飯尾  
（連絡先）03-3501-0650

# 令和6年度 障害者差別解消研修<オンライン開催>の 募集について

令和6年10月9日  
大臣官房秘書課  
経済社会政策局経済社会政策室  
経済産業研修所

標記研修の研修員の募集を開始します。

研修の受講を希望される方は、申込み期限までに次のURLの申込みフォームに必要事項を入力し、送信してください。

研修名称	令和6年度 障害者差別解消研修<オンライン開催>		
申込みフォームURL	<a href="https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/kensyu/2024-36-01">https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/kensyu/2024-36-01</a>		
申込み期限	令和6年11月1日(金) 17:00 まで ※ 応募された研修の受講決定は、実施要領の送付をもって受講決定通知とさせていただきます。		
研修期間	令和6年11月26日(火) 18:05 終了予定		
実施方法	<p>Microsoftが提供する「Teams」を用いて、講義等をリアルタイム配信で受講するオンラインにより実施します。 ※経済産業省職員以外の受講希望者は、申込フォーム内で案内している「接続テストの方法・Teamsの使い方」に従い、接続テスト用Teams会議を視聴できるか確認した後、研修を申し込みください。 (Teamsの購入やアカウント登録は不要。無料版のブラウザ（Edge、Chrome推奨）用Webアプリ等により参加が可能。)</p> <p>また、「聴覚障害体験ワークショップ」では、2つの班に分かれてワークショップを実施します。班の割り当ては経済産業省で行い、1班はワークショップ等実施後、16：20で終了、2班は14：30～16：30まで休憩、ワークショップ等実施後、18：05で終了となります。班の割り当てやお時間等に関するご要望にはお答えできませんのでご了承ください。</p>		
研修目的	令和6年4月1日から、合理的配慮の提供が事業者の義務となりました。これに伴い、国や地方公共団体等においても相談対応等が求められます。こうした背景の中で、より一層の障害者政策への理解を深め、当省所管業界並びに国や地方公共団体等において障害者への合理的配慮の提供・環境整備等を行うことが重要となってきます。本研修を通じ、障害者政策や合理的配慮の提供等に関して理解を深めます。		
研修内容(予定)	<ul style="list-style-type: none"><li>● 障害者差別解消法及び経済産業省所管事業者向けの対応指針改正等について【経済産業省】</li><li>● 障害者を含めた包摂的社会実現・合理的配慮について【全国手をつなぐ育成会連合会】</li><li>● 合理的配慮を踏まえた障害への理解と共感【PLAYWORKS株式会社】</li><li>● 聴覚障害体験ワークショップ【PLAYWORKS株式会社】</li></ul>		
受講対象者	<ul style="list-style-type: none"><li>● 経済産業省（沖縄総合事務局を含む）、独立行政法人、地方公共団体等の職員</li><li>● 業界団体及び企業のサステナビリティ担当、CSR推進部門、障害者相談窓口対応等の職員</li></ul> <p>※ 受講決定前に修了要件を満たすことが出来ないことが判明した場合、研修員の登録は出来ません。</p> <p>1) 受講決定前に修了要件を満たすことができないことが判明した場合、研修員の登録はできません。 2) 本研修の定員に達した場合は、受講をお断りする場合があります。</p>		
募集人員	50名程度 (他府省、独立行政法人、地方公共団体、民間企業等を含む。)		
担当局課室 担当/連絡先	経済産業政策局経済社会政策室	小迫 美智子、飯尾 一輝	03-3501-0650
申込みフォームに 関する問合せ先	経済産業研修所企画課	安藝 裕介	042-393-2521
留意事項	PC、タブレット等視聴端末を1人につき1台、マイク、カメラ、スピーカー機能（ヘッドセット、イヤホン推奨）、インターネット環境など受講に必要な環境を御準備いただきます。ワークショップでは筆談を予定しているため、原則、カメラは常にON（バーチャル背景はOFF）とし、紙（A4用紙10枚程度）と太めのペンを御用意ください。		

カリキュラム表 (予定)

11 / 26  (火)	13:00 ～ 13:05	13:05 ～ 13:15	13:15 ～ 14:00	14:00 ～ 14:30	14:30 ～ 14:45	14:45 ～ 16:15	16:15 ～ 16:20	16:20 ～ 16:30	16:30 ～ 18:00	18:00 ～ 18:05
	オリエンテーション	障害者差別解消法及び 経済産業省所管事業分野における 対応指針改正等について  経済産業省 経済社会政策室	障害者を含めた包摂的社会実現 ・合理的配慮について  全国手をつなぐ育成会連合会 常務理事兼事務局長  又村 あおい	合理的配慮を踏まえた障害への 理解と共感  PLAYWORKS株式会社 視覚障害講師  中川 テルヒロ	休憩	聴覚障害体験ワークショップ (1班) ※2班は休憩  PLAYWORKS株式会社 代表  タキザワ ケイタ	修了式 (1班)  ※1班は 修了式後 退室  ※2班は 休憩	休憩	聴覚障害体験ワークショップ (2班)  PLAYWORKS株式会社 代表  タキザワ ケイタ	修了式 (2班)